

答 申 第331号
平成22年11月16日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開審査会
委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成21年7月2日付け政法第690号による下記の諮問について別紙のとおり答申します。

記

諮問第416号

平成21年1月29日付けで異議申立人から提起された、平成21年1月15日付け政法第2159号で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が平成21年1月15日付け政法第2159号で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）を取り消すとの決定を求めるといものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件請求に係る提訴は被告千葉県、その代表者を知事堂本暁子とし、千葉地方裁判所に提起されている。よって被告堂本暁子が「請求にかかる行政文書を保有していない」（開示しない理由）はずがなく、右堂本は虚偽の主張を行っている。

(2) 普通に考えれば本件の訴状は当然堂本暁子ないし知事が直接所掌するであろう担当部・課にあるだろうということは、説明がなくともわかる。開示しない理由、不開示とした理由として、開示請求に係る行政文書を保有していないためということであるが、知事部局政策法務課の主張によれば、本件訴訟は教育委員会に係属する事件だから、教育庁の教育総務課が保有しているということだ。

しかし、裁判所は原告から預かった訴状を直接教育総務課に出すわけがない。まず訴状は、千葉県・堂本暁子あてに送達されているはずであり、その後、一般的な文書でない訴状を、きちんと収受して、しかるべき処理をして、より具体的に本件内容に近接している教育庁へ送るとい作業をしているはずである。

本件訴状では、被告は県になっているわけだから、被告の県は、当該事案に関する情報を介して、このような事実はなかったということも含めて、裁判とは別に県民に対して説明する義務があるはずである。県の主張は、そういう義務を負いたくないため、そもそも自分たちは収受したけれども、すぐ他の部署に送ったということを主張している。

(3) 本件は知事の責任下において発生したものである。本件訴訟を維持する弁護士費用等は県の予算から支出されている。予算編成権というのは知事にある。

仮に収受した訴状の写しは知事のところにあっても、原本は教育庁に送った場合には、原本が教育庁にいったら、県の総体、あるいは県の元締めとして知事部局のほうに、知事に対して請求がかかっているの、教育庁から原本を取返

してきて知事部局に対して出ている開示請求に対応すべきである。

- (4) 浦安事件に関して言えば、千葉地裁から送達されてくる訴状は知事は持っていないとのことであるが、この事案で控訴したのは県の場合知事である。訴状を持っていない人が、どうやって控訴できるのか。

本件では、知事への開示請求に対して、教育庁にしかなくて、知事は対象文書を保有していないとの不開示理由を主張しているが、浦安事件では、県は地裁判決に不服があり本件民事訴訟を控訴するわけだが、事案が教育関係であるし、知事は訴状さえ持っていないのだから教育委員会が控訴するのなら、県の主張には本件との一貫性もあるが、教育委員会は教総第954号で、知事に対し控訴の申し入れを行っている。

しかし、今までの県の主張では、知事は訴状も何も裁判記録を持っていないのであるから、控訴の申し入れをされても困るのではないか。しかし、知事は教育委員長からの申し入れを受けて、平成21年1月28日に議案第45号で、浦安事件に関する控訴に関する専決処分の承認を議会に求めている。

- (5) 県立高校の校長が職務を行う際に不法行為を行ったとして、国家賠償法により、雇用者である県が訴えられた本件において、知事は訴状を保有していないと言うことは、県は訴えられたことについて、県民に説明しないと述べていることになる。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

1 行政文書の開示請求について

異議申立人は、実施機関に対し、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、平成20年12月17日付けで、県立高校の女性教諭が、勤務先の高校の元校長からパワーハラスメントを受けたとして、県を相手取り千葉地方裁判所に提起した損害賠償を求める訴訟（以下「本件訴訟」という。）について千葉県が収受した訴状（以下「訴状」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定について

実施機関は、本件請求に係る行政文書（以下「本件対象文書」という。）を保有していない（請求に係る行政文書を作成又は取得していない。）として本件決定を行った。

3 不開示決定の理由について

- (1) 異議申立人は、異議申立書において、本件請求に係る提訴は被告千葉県、その代表者を知事堂本暁子とし、千葉地方裁判所に提起されているため、被告堂本暁子が「請求に係る行政文書を保有していない」（開示しない理由）はずはな

く、知事は虚偽の主張をしている旨の主張をしている。

しかしながら、下記のとおり、知事部局の課が本件訴訟の担当課となり本件訴状を保有している事実はないのである。

ア すなわち、県では、本庁に到達した文書及び小包郵便物等は、直接各課に到達したものを除き、政策法務課文書室において一括して受領し、原則として開封せずに担当課に配布している。ただし、開封しないと担当課が分からないものについては、開封して担当課を確認した上で配布している。なお、この際、政策法務課文書室は複写をすることはない。

イ さらに、政策法務課文書室が受領した文書のうち、書留や特別送達等の特殊郵便物については、政策法務課文書室の担当職員が特殊文書収配簿に受領年月日、発信者等の所要事項を記入した後、担当課職員の受領印を徴した上で配布している。

ウ また、県では、教育委員会の事務に関する訴訟で、知事を被告代表者とするものについては、地方自治法（昭和22年法律67号。以下「自治法」という。）第180条の2による補助執行として、教育委員会の事務部局（以下「教育庁」という。）が担当している。

通常、訴状は裁判所から特別送達で送達されるため、本件訴状についても、特別送達で送達されたものと思われる。本件開示請求書裏面の新聞記事によると、本件訴状は教育委員会に関わることであるため、当時の政策法務課文書室の担当者は、本件訴状を受領し、特殊文書収配簿に所要事項を記入した後、配布先を確認すべく開封し、内容が教育委員会の事務に関するものであったことから、教育委員会の事務を担当する教育庁に配布したものと思われる。

なお、一般的に、担当課以外の課は、仮に合議等により担当課の事務内容について承知していることがあったとしても、担当課が保有する行政文書と同じ行政文書を保有しているとは限らないものである。

エ 政策法務課では受領した文書を配布する際に複写をしていないことから、教育庁に配布する以前に、政策法務課が本件対象文書を取得することは考えられない。また、教育庁に配布後においても、本件訴状の内容が政策法務課の事務分掌と関わりがないことから、政策法務課には合議等もされず、政策法務課が本件対象文書を取得することはなかったものである。

オ また、政策法務課以外の知事部局の課においては、合議等により一部の課に本件訴状の内容が伝達されたことがあったとしても、当該課が本件訴状を複写することがなかったため、本件対象文書を取得しなかったものである。

(2) 異議申立人は、平成21年3月26日に実施した口頭意見陳述において、浦安市内の小学校で起きたセクシャルハラスメントに関する民事訴訟（以下「別件訴訟」という。）の控訴の提起に関して、訴状を持っていない知事が教育委員

長から控訴の申し入れをされても困るのではないかという旨の主張をしている。

しかしながら、確かに、知事は控訴の申し入れを受けて、県議会に教育委員会が担当する別件訴訟に係る控訴の提起に関する議案を提出はしたが、別件訴訟と本件請求とは直接の関わりはなく、本件対象文書は上記（１）のとおり政策法務課及び同課以外の知事部局の課は保有していないものである。

異議申立人は、口頭意見陳述において、県が収受した本件訴状が教育庁に配布されていた場合には、県の総体、あるいは県の元締めとしての知事部局に対して請求が出ているのであるから、教育庁から本件訴状を取り返してきて、知事部局に対して出ている開示請求に対応すべきである旨の主張をしている。

しかしながら、千葉県情報公開条例に基づく開示請求権制度は、あくまで、開示請求を受けた実施機関が対象文書を保有している場合に開示の対象とするものであり、他の実施機関から取得してまでも開示する制度ではない。

第４ 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明等をもとに審査した結果、以下のように判断する。

１ 本件異議申立てについて

本件請求及び本件決定については、前述の実施機関の説明要旨１から２までのとおりであり、異議申立人は、平成２１年１月２９日付けで本件決定の取消しを求める異議申立てを行ったものである。

２ 本件対象文書の不存在について

実施機関は、本件対象文書を保有してないと説明するので、以下検討する。

（１） 文書等の収受について

ア 千葉県行政文書規程（昭和６１年訓令第１３号。以下「規程」という。）第４条では、政策法務課長が作成保管すべき簿冊として特殊文書収配簿が定められている。

イ また、規程第１５条では、実施機関が第３の３（１）ア、イで述べているとおり、①直接各課等に到達したものを除き、本庁に到達した文書等は、政策法務課文書室が原則として開封しないで主務課に配布すること、②開封しないと主務課が確認できない文書等は開封したうえで主務課に配布すること、③書留や特別送達等の特殊郵便物については、特殊文書収配簿に所要事項を記入し、受領印を徴した上で主務課に配布すること、などが定められている。

ウ 当審査会において、事務局職員をして、政策法務課文書室が保有する「特殊文書収配簿」を確認させたところ、本件訴状と思われる特別送達で送達された千葉地方裁判所民事第１部の訴状は、平成２０年１１月１４日に政策法務課文

書室で受領し、教育庁の教育総務課職員から受領印を徴した上で配布していることが確認された。

また、教育庁の教育総務課で確認したところ、本件訴状を同日付で收受し、保有していることが確認された。

(2) 本件訴訟に係る事務の主務課について

ア 自治法第180条の2では、組織機構や職員の配置の重複を避け、行政の能率的処理と一体性の保持とに寄与させる観点から、普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会、委員の事務を補助する職員又はこれら執行機関の管理に属する職員に補助執行させることができる」と定められている。

イ この規定に基づき県では、教育委員会の事務に関する訴訟で、知事を被告代表者とするものについて、教育庁職員に補助執行させている。

当審査会において、事務局職員をして、本件訴訟の主務課を確認させたところ、本件訴訟は教育庁の教育総務課（以下「教育総務課」という。）が主務課として担当していることが確認された。

(3) 実施機関が本件対象文書を保有していないことについて

ア 政策法務課文書室では、上記(2)で認められる本件訴訟の主務課である教育総務課に、上記(1)のとおり、本件訴状を配布したものである。

その際、政策法務課文書室では複写することがないという実施機関の説明に、特段不合理な点は認められない。

イ また、本件訴訟は、組織機構や職員の配置の重複を避け、行政の能率的処理と一体性の保持とに寄与させる観点で、知事が教育庁職員に補助執行させていることから、本件訴訟事務の遂行は政策法務課の事務分掌と関わりがなく、教育庁に配布後においても、政策法務課には合議等もされず、政策法務課が本件対象文書を取得することはなかったとする実施機関の説明に、特段不合理な点は認められない。

ウ 一方、政策法務課以外の知事部局の課で本件訴状を保有していないか、当審査会において事務局職員をして調査を行った。

(ア) まず、本件訴訟の対応については、補助執行を行う教育総務課において損害賠償請求事件に係る応訴の方針と代理人の選任及び訴訟委任契約等についての起案がなされ、千葉県財務規則（昭和39年規則第13号の2）第34条第1項第4号の規定により、知事部局の財政課長（以下「財政課」という。）を経て総務部長への合議の後、知事の決裁を得ているところである。

なお、決裁文書には訴状が添付されていたが合議の過程では慣行として複写することはなかったとのことである。

(イ) また、裁判を維持するための費用については、自治法第180条の6の規

定により、教育委員会は予算を調製する権限を有せず、教育長からの予算要求に基づき財政課において予算の調製事務を担当しているところであるが、財政課に提出された予算要求書には本件対象文書は添付されていない。

(ウ) 念のため、財政課において簿冊ファイル等が保管されている書庫等を探索したが、該当する文書は見当たらず、財政課では本件対象文書を保有しているとは認められなかった。

(エ) その他の知事部局の課については本件訴状に関して本件対象文書を保有している特段の事情は認められない。

(4) 以上のことから、本件対象文書を保有していないとする実施機関の説明に特段不自然・不合理な点は認められない。

(5) なお、異議申立人は、県の元締めとしての知事部局として、教育庁から本件訴状を取り返してきて、知事部局に対して出ている開示請求に対応すべきであると主張する。

しかしながら、条例第2条第2項では、開示請求の対象となる行政文書は、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書で、当該実施機関が保有しているもの」と定めており、行政文書開示請求権制度は、対象文書を保有している実施機関が開示するものであり、他の実施機関から取得してまで開示請求に対応するものではない。

3 異議申立人のその余の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のとおり、実施機関が行った本件決定は妥当である。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成21年7月2日	諮問書の受理
平成21年8月17日	実施機関の理由説明書の受理
平成22年5月25日	審議 実施機関から不開示理由の聴取
平成22年6月29日	審議
平成22年7月27日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
大 田 洋 介	城西国際大学非常勤講師	部会長
木 村 琢 麿	千葉大学大学院専門法務研究科教授	
佐 野 善 房	弁護士	
福 武 公 子	弁護士	部会長職務代理者

(五十音順：平成22年7月27日現在)